



山形県公報

平成17年7月22日(金)
第1661号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                        |                   |     |
|------------------------|-------------------|-----|
| 国土調査の成果の認証.....        | (農村計画課) ...       | 829 |
| 土地改良事業施行の同意.....       | (最上総合支庁農村計画課) ... | 830 |
| 土地改良事業施行の適当の決定.....    | (置賜総合支庁農村計画課) ... | 同   |
| 同.....                 | (同) ...           | 同   |
| 同.....                 | (同) ...           | 同   |
| 土地改良事業の工事の完了に係る届出..... | (同) ...           | 831 |
| 道路の区域の変更.....          | (村山総合支庁建設総務課) ... | 同   |
| 県道の供用の開始.....          | (同) ...           | 同   |
| 同.....                 | (同) ...           | 832 |
| 同.....                 | (同) ...           | 同   |
| 開発行為に関する工事の完了.....     | (村山総合支庁建築課) ...   | 同   |
| 同.....                 | (同) ...           | 同   |

### 公 告

|                                    |                   |     |
|------------------------------------|-------------------|-----|
| 平成17年度2等海士及び2等空士として採用する自衛官の募集..... | (市町村課) ...        | 833 |
| 危険物取扱者保安講習の実施.....                 | (総合防災課) ...       | 同   |
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....            | (庄内総合支庁企画振興課) ... | 835 |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請.....          | (同) ...           | 同   |
| 大規模小売店舗の変更の届出.....                 | (商業経済交流課) ...     | 836 |
| 同.....                             | (同) ...           | 同   |
| 山形県企業局水道用水供給事業に係る情報提供.....         | (企業局) ...         | 837 |

### 正 誤

## 告 示

山形県告示第651号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成17年7月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
大江町
- 2 調査を行った期間  
平成15年5月9日から平成17年3月23日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
大江町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字材木・貫見・小清の各一部
- 5 認証年月日  
平成17年7月14日

## 山形県告示第652号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり同意した。

平成17年7月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良事業を行う者の名称  
最上町（法田地区）
- 2 同意年月日  
平成17年7月8日

## 山形県告示第653号

南陽市から土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により協議のあった土地改良事業の施行について、同条第5項において準用する同法第8条第1項の規定により平成17年7月7日その協議を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年7月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書の写し（鍋田地区）
- 2 縦覧に供する場所  
南陽市役所
- 3 縦覧に供する期間  
平成17年7月26日から同年8月23日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第654号

高畠町から土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により協議のあった土地改良事業の施行について、同条第5項において準用する同法第8条第1項の規定により平成17年7月7日その協議を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年7月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書の写し（鍋田地区）
- 2 縦覧に供する場所  
高畠町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成17年7月26日から同年8月23日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第655号

高畠町から土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により協議のあった土地改良事業の施行について、同条第5項において準用する同法第8条第1項の規定により平成17年7月7日その協議を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年7月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書の写し（佐沢地区）

- 2 縦覧に供する場所  
高畠町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成17年7月26日から同年8月23日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第656号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成17年7月22日

山形県知事 齋 藤 弘

| 届出者の名称 | 地区名 | 事業の名称           | 工事完了年月日    |
|--------|-----|-----------------|------------|
| 飯 豊 町  | 上 代 | 基 盤 整 備 促 進 事 業 | 平成17年3月31日 |

山形県告示第657号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年7月22日から同年8月4日まで縦覧に供する。

平成17年7月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 榎下高畠線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|--------------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 上山市榎下字赤山裏1498番1から<br>同 字空目澤山1790番3まで | 旧    | 21.5メートル<br>と<br>8.2  | メートル<br>360 |
| 同 上                                  | 新    | 21.5メートル<br>と<br>8.2  | 同 上         |
| 同 上                                  |      | 27.4メートル<br>と<br>11.1 | メートル<br>380 |

山形県告示第658号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年7月22日から同年8月4日まで縦覧に供する。

平成17年7月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 榎下高畠線
- 2 供用開始の区間 上山市榎下字赤山裏1498番1から  
同 字空目澤山1790番3まで
- 3 供用開始の期日 平成17年7月25日

## 山形県告示第659号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年7月22日から同年8月4日まで縦覧に供する。

平成17年7月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 上山七ヶ宿線
- 2 供用開始の区間 上山市榎下字町尻192番1から  
同 字明神前633番6まで
- 3 供用開始の期日 平成17年7月25日

## 山形県告示第660号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年7月22日から同年8月4日まで縦覧に供する。

平成17年7月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 上山七ヶ宿線
- 2 供用開始の区間 上山市榎下字明神前669番5から  
同 字木戸ヶ沢山1809番3まで
- 3 供用開始の期日 平成17年7月25日

## 山形県告示第661号

次の開発行為は、完了した。

平成17年7月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成17年5月17日 指令村総建第5030号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
東村山郡中山町大字長崎字塔ノ前2394 - 6
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東村山郡中山町大字長崎2354番地  
秋葉 啓 秋葉 俊則

## 山形県告示第662号

次の開発行為は、完了した。

平成17年7月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成17年6月3日 指令村総建第5036号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
尾花沢市大字尾花沢荒楯下3293 - 1、3293 - 6、3300 - 1、3300 - 2、3300 - 6、3300 - 11、3300 - 17、3300 - 39、3300 - 46、3300 - 66、3300 - 72
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
尾花沢市大字尾花沢3300番地55  
エフワンエフエー株式会社

## 公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、2等海士及び2等空士として採用する自衛官の募集を次のとおり行う。

平成17年7月22日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 募集期間等

| 募集種目 | 募集人員        | 募 集 期 間                    | 試験期日          | 試 験 の 概 要    | 試験場の位置 | 試 験 場 の 名 称 | 採用時期         |
|------|-------------|----------------------------|---------------|--------------|--------|-------------|--------------|
| 2等海士 | 若干名<br>(男子) | 平成17年7月25日から<br>同年 8月29日まで | 平成17年<br>9月3日 | 筆記試験<br>口述試験 | 東根市    | 陸上自衛隊神町駐屯地  | 平成17年<br>10月 |
| 2等空士 | 若干名<br>(男子) |                            |               | 適性試験<br>身体検査 |        |             |              |

### 2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方連絡部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地为管轄する市町村長又は自衛隊山形地方連絡部に提出すること。

### 3 その他

詳細については、自衛隊山形地方連絡部（電話023(622)0711）、市役所、町村役場又は山形県総務部市町村課（電話023(630)2075）に問い合わせること。

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成17年7月22日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 講習の種別

#### (1) 給油取扱所講習

給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習

#### (2) 石油コンビナート講習

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（前号に掲げる危険物施設を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習

#### (3) 一般講習

前2号に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習

### 2 講習の日時及び場所

#### (1) 給油取扱所講習

| 日             | 時         | 場 所     |
|---------------|-----------|---------|
| 平成17年8月25日(木) | 午後1時30分から | 酒 田 市   |
| 同 9月2日(金)     | 午前9時から    | 長 井 市   |
| 同 9月7日(水)     | 午後1時30分から | 寒 河 江 市 |
| 同 9月8日(木)     | 午前9時から    | 新 庄 市   |
| 同 9月9日(金)     | 同         | 米 沢 市   |

|   |           |           |     |
|---|-----------|-----------|-----|
| 同 | 9月30日(金)  | 午後1時30分から | 村山市 |
| 同 | 10月7日(金)  | 午前9時から    | 酒田市 |
| 同 | 10月13日(木) | 午前9時30分から | 鶴岡市 |
| 同 | 10月21日(金) | 午前9時から    | 山形市 |

## (2) 石油コンビナート講習

| 日             | 時      | 場 所 |
|---------------|--------|-----|
| 平成17年8月26日(金) | 午前9時から | 酒田市 |

## (3) 一般講習

| 日             | 時                 | 場 所  |
|---------------|-------------------|------|
| 平成17年8月26日(金) | 午後1時30分から         | 酒田市  |
| 同             | 9月1日(木) 同         | 長井市  |
| 同             | 9月2日(金) 同         | 同    |
| 同             | 9月7日(水) 午前9時から    | 寒河江市 |
| 同             | 9月8日(木) 午後1時30分から | 新庄市  |
| 同             | 9月9日(金) 同         | 米沢市  |
| 同             | 9月15日(木) 同        | 東根市  |
| 同             | 9月16日(金) 同        | 天童市  |
| 同             | 9月22日(木) 同        | 南陽市  |
| 同             | 9月29日(木) 同        | 上山市  |
| 同             | 10月6日(木) 同        | 酒田市  |
| 同             | 10月7日(金) 同        | 同    |
| 同             | 10月12日(水) 同       | 鶴岡市  |
| 同             | 10月13日(木) 同       | 同    |
| 同             | 10月20日(木) 同       | 山形市  |
| 同             | 10月21日(金) 同       | 同    |
| 同             | 10月27日(木) 同       | 尾花沢市 |

## 3 講習受講対象者

危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第58条の14第1項及び第2項の規定により講習を受けなければならない危険物取扱者

## 4 受講手続

受講申請書を平成17年7月22日(金)から同年8月12日(金)までの間に、山形市緑町一丁目9番30号山形県新築西通り会館3階山形県危険物安全協会連合会に提出すること。

## 5 その他

詳細については、総務部危機管理室総合防災課保安班(電話023(630)2228)又は山形県危険物安全協会連合会(電話023(632)5744)に問い合わせること。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成17年7月22日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 申請のあった年月日

平成17年7月4日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

## (1) 名称

特定非営利活動法人 豊かな海の環境をめざす おけさ会

## (2) 代表者の氏名

野尻 三智雄

## (3) 主たる事務所の所在地

西田川郡温海町大字温海己108番地1

## (4) 定款に記載された目的

この法人は庄内浜を利用する多くの人々に対して、未永く豊かな海で自然とのふれあいを通して楽しむことができる環境づくりに関する事業を行い、自然豊かな美しい庄内浜を後世に残していくことにより地域社会に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証について申請があった。

平成17年7月22日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 申請のあった年月日

平成17年7月7日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

## (1) 名称

特定非営利活動法人 みらいず

## (2) 代表者の氏名

進藤 進

## (3) 主たる事務所の所在地

酒田市下安町3番地の5

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害をもつ人や、誰もが、地域で共に暮らし、日常生活を当たり前に行うことができるように支え、豊かな地域社会づくりに参画することにより、福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに米沢市役所において平成17年11月22日まで縦覧に供する。

平成17年7月22日

山形県知事 齋 藤 弘

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン成島

米沢市大字塩井字成島町北浦4外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号

代表取締役 大高 善興

大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目14番4号

代表取締役 坂倉 正宏

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）

| 小売業を行う者     | 開店時刻 | 閉店時刻  | 備考 |
|-------------|------|-------|----|
| 株式会社ヨークベニマル | 午前9時 | 午後10時 |    |

（変更後）

| 小売業を行う者     | 開店時刻 | 閉店時刻  | 備考 |
|-------------|------|-------|----|
| 株式会社ヨークベニマル | 午前9時 | 午後11時 |    |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前8時30分から午後10時15分まで

（変更後） 午前8時30分から午後11時30分まで

4 変更年月日

平成17年8月10日

5 届出年月日

平成17年7月7日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成17年11月22日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成17年11月22日まで縦覧に供する。

平成17年7月22日

山形県知事 齋 藤 弘



## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル南館店

山形市南館西2番50号

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号

代表取締役 大高 善興

## 3 変更する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

| 小売業を行う者      | 開店時刻 | 閉店時刻  | 備考 |
|--------------|------|-------|----|
| 株式会社ヨークベニマル  | 午前9時 | 午後10時 |    |
| 有限会社矢野薬局     | 午前9時 | 午後10時 |    |
| 株式会社プラザクリエイト | 午前9時 | 午後10時 |    |

(変更後)

| 小売業を行う者      | 開店時刻 | 閉店時刻  | 備考 |
|--------------|------|-------|----|
| 株式会社ヨークベニマル  | 午前9時 | 午後11時 |    |
| 有限会社矢野薬局     | 午前9時 | 午後11時 |    |
| 株式会社プラザクリエイト | 午前9時 | 午後11時 |    |

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後10時15分まで

(変更後) 午前8時30分から午後11時15分まで

## 4 変更年月日

平成17年8月10日

## 5 届出年月日

平成17年7月8日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成17年11月22日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

水道法（昭和32年法律第177号）第31条において準用する同法第24条の2に基づき、定期水質検査の結果等について、各広域水道用水供給事業年報を、県行政情報センター、県総合支庁窓口、県立図書館及び市町村立図書館に配備し、情報提供を行った。

その概要は、次のとおりである。

平成17年7月22日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

1 水質検査結果

平成16年度に実施した1日1回行う色、濁り及び消毒の残留効果に関する検査並びに概ね1箇月ごとに行う水質基準に関する検査について、すべての広域水道用水供給事業において基準を満たしている。

2 事業実施体制

本局(総務課及び水道課)、置賜地区水道事務所、村山地区水道事務所、最上地区水道事務所及び庄内地区水道事務所(本所及び平田支所)

3 費用

- (1) 置賜広域水道用水供給事業  
建設事業費 11,472百万円、平成15年度総費用 645,472,318円
- (2) 村山広域水道用水供給事業  
建設事業費 67,878百万円、平成15年度総費用 3,384,866,588円
- (3) 最上広域水道用水供給事業  
建設事業費 10,021百万円、平成15年度総費用 691,564,341円
- (4) 庄内広域水道用水供給事業  
建設事業費 69,920百万円、平成15年度総費用 2,754,538,301円

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤       | 正                            |
|------------|------------|-----|----|---------|------------------------------|
| 平成16. 3.30 | 第1529号     | 387 | 22 | 第5条第1項を | 第5条の見出しを「(不開示情報等)」に改め、同条第1項を |